

審査庁 消費者庁長官

諮問番号 平成28年度諮問第6号（平成29年2月10日諮問）

答申番号 平成28年度答申第4号（平成29年3月23日答申）

事件名 特定商取引に関する法律8条1項に基づく業務停止命令等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

(1) 審査請求人X（以下「審査請求人」という。）は、消費者と売買取引委託契約を締結し、これに基づき、消費者から保証金の預託を受け、海外の取引所で行われるCO₂排出権の売買注文を受託し、これを海外の事業者に取り次ぐ役務（以下「本件役務」という。）を提供している事業者である。

審査請求人は、消費者の住居等を訪問し、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件契約」という。）の締結について勧誘し、消費者の住居等、審査請求人の営業所等以外の場所において、契約の申込みを受け又は契約を締結し、本件役務を提供することにより、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）2条1項の訪問販売を行っている。

(2) 消費者庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）は、平成28年6月1日、審査請求人に対し、審査請求人が法2条1項に規定する訪問販売を行うにあたり、法5条1項の規定に違反する行為及び法7条4号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令

第89号。以下「施行規則」という。) 7条3号の規定に該当する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められるとして、法8条1項に基づき、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの間の審査請求人の行う訪問販売に係る役務提供契約に関する全部の業務(ただし、当該役務提供契約の申込みの撤回及び役務の提供を受ける者からの反対売買による決済の申出を含む当該役務提供契約の解除に係る業務を除く。)を停止すべき旨の命令を行うとともに、法7条に基づき、今回の違反行為の発生原因の調査分析等を含む4点の指示(以下、これらの業務停止命令及び各指示を併せて「本件処分」という。)を行い、その旨の通知書(以下「本件処分通知」という。)を送付した。

本件処分通知には、以下の処分の原因となる事実が記載されている。

- ア 「貴社は、本件役務提供契約を締結したときに、役務の提供を受ける者に交付しなければならない役務提供契約の内容を明らかにする書面として、「売買取引委託契約書」と題する書面等を交付していたところ、これらの書面には、特定商取引法第5条第1項の規定に基づく特定商取引法施行規則第6条第1項の表中三の項ホに規定する「契約の申込みの撤回又は契約の解除に関する事項」のうち、契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価の支払を請求することができない旨の内容を記載していなかった。これは、特定商取引法第5条第1項の規定に違反するものである。」(以下、当該行為を「本件法違反行為」という。)
- イ 「貴社は、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が投資の知識や経験に乏しいことにつけ込み、CO2排出権取引が複雑で、多額の損失を被るおそれのある大きなリスクを伴う取引であるにもかかわらず、消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。これは、特定商取引法第7条第4号の規定に基づく特定商取引法施行規則第7条第3号の規定に該当するものである。」(以下、当該行為を「本件施行規則該当行為」という。)

なお、本件処分通知には、本件法違反行為及び本件施行規則該当行為を認定するに際してしんしゃくした事例として、「ア」から「カ」までの6事例(以下「本件しんしゃく事例」と総称する。)を列挙している。

- (3) 審査請求人は、平成28年6月28日付けで、本件処分における指示事項の一部（違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その結果を報告すること）に基づく報告書（以下「指示事項報告書」という。）を提出した。
- (4) 審査請求人は、平成28年8月30日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 以上の事案の経緯は、審査請求書、審理員意見書、本件処分通知及び指示事項報告書から認められる。

2 関係する法令等の定め等

(1) 本件処分に係る訪問販売について

法2条1項は、「「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。」と規定し、同項1号において「販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供」を掲げている。

(2) 本件法違反行為関連

ア 法の定め

法4条は、販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、同条1号から6号の各事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない旨規定した上で、同条5号において、法9条1項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項を掲げている。

また、法5条1項は、同項1号に規定する「営業所等以外の場所において、商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき」に該当するときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、法4条5号に規定する「売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項」について、その売買契約又は役務提供契約の内容を

明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない旨規定している。

イ 施行規則の定め

施行規則6条1項の表の三の項において、法4条又は5条の規定により交付する書面に記載する役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項として、「ホ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができないこと。」、及び「へ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、役務提供事業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。」を記載しなければならない内容をそれぞれ掲げている。

(3) 本件施行規則該当行為関連

ア 法の定め

法7条は、主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる」と規定し、同条4号において、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるものを掲げている。

イ 施行規則の定め

施行規則7条3号は、法7条4号の主務省令で定める行為として、「顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと」を掲げている。

ウ 通達における解釈

「特定商取引に関する法律等の施行について」（平成25年2月20日付け消費者庁次長及び経済産業省大臣官房商務流通保安審議官による通達）においては、施行規則7条3号について、「本号は、いわゆる適合性原則を定めたものである。具体的には、販売業者等が顧客に対して、その商品等に関する知識や経験の不足につけ込む勧誘や、財産の状況に照らして不相応又は不要な支出を強いる契約の勧誘を行うことは本号に当たる。例え

ば、年金収入しかない高齢者に対して、保有する預貯金を全て使用させ、または返済困難な借金をさせてまで住宅リフォーム契約を締結するよう勧誘する行為は、本号に該当する可能性が高い。なお、このような適合性原則に抵触する勧誘行為のうち、法第7条第3号に規定された類型については、本号からは除かれている。」との解釈が示されている。

(4) 「営業停止命令」に関する法の定め

法8条1項は、主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が法3条、法3条の2第2項若しくは法4条から6条までの規定に違反し、又は法7条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる旨規定している。

3 前提となる事実等

以下の事実等は、審査関係人間で争いがなく、かつ審査庁から送付された本件の事件記録中の各書面によっても明らかに認められる。

- (1) 本件契約に使用されていた売買取引委託契約書（以下「本件契約書」という。）の13条4項には、「既に役務（えきむ）の提供を受けていて役務の対価を支払われていても受託者はその受領している保証金とともに、速やかにその全額を返還します。その際に要する費用は受託者が負担する」との記載があり、また「契約の解除及び契約の申込み撤回（契約解除）に関する事項」と題する書面（以下「本件契約解除書面」という。）の4にも上記と同旨の記載がある。

（本件契約書、本件契約解除書面）

- (2) 弁明書に添付された排出権取引ガイド（以下「排出権取引ガイド」という。）には、平成22年から平成26年までの期間につき、本件契約により売買が行われるCO₂排出権の価格が大きく変動していることがわかるグラフが掲載されているほか、売買がユーロ建てで行われることから、為替の変動による損害が発生するといったリスクも記載されている。

（排出権取引ガイド）

- (3) 本件契約については、関係する書面において、大要、次の結果を生ずる可能性がある」と記載されている。

ア 本件契約書に添付されている取引保証金細則（以下「取引保証金細則」

という。)によれば、本件契約の委託者が委託した売買取引がその後の相場変動により損計算となり、相場が急激に変動した場合には預託している取引保証金を上回る損失が発生する可能性がある。

(取引保証金細則)

イ 過大な取引又は相場の急変等による危険防止のため、受託者は委託者に取引臨時増保証金の預託を求めることがある。売買の決済を行った結果、委託者が受託者に支払うべき債務と、受託者の取引保証金債務とが対等額で相殺され取引保証金の額が不足した場合には、委託者は不足した保証金(不足証拠金)を受託者に預託しなければならない。

(取引保証金細則)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員意見書と結論において同旨とし、さらに詳細に検討されたものであり、その概要は以下のとおりである。

本件では、本件処分の原因となる事実として処分庁が示した説明のうち、次の点が争点となっている。

(1) 本件法違反行為の有無

本件契約書には、法5条1項の規定に基づく施行規則6条1項の表の三の項ホに規定する内容が記載されておらず、本件法違反行為があったといえるか。

(2) 本件施行規則該当行為の有無

審査請求人が行った本件契約の締結の際の勧誘につき、本件施行規則該当行為があったといえるか。本件施行規則該当行為の認定のために考慮した本件しんしゃく事例につき、事実誤認等があるか。

1 審理手続における審査請求人の主張

(1) 本件法違反行為の有無

本件契約書13条4項及び本件契約解除書面の4において、既に役務の提供を受けていて役務の対価を支払われていても受託者はその受領している保証金とともに、速やかにその全額を返還し、その際に要する費用は受託者が負担する旨の記載(以下「保証金等返還条項」という。)があり、これらは施行規則6条1項の表の三の項ホと同じ内容である。

また、役務が提供された時には、保証金を預かっており、クーリング・オフが適用されれば全額返還しており、およそ対価の支払を請求すること等はありえないことから、本件法違反行為はない。

(2) 本件施行規則該当行為の有無

審査請求人が主張する手順を経て、知識、財産、リスクの認知等が適当と認められる顧客が委託者となっていることから、本件契約の締結の際の勧誘につき、本件施行規則該当行為はない。

本件しんしゃく事例の「ア」は、根拠のない推論に基づき、「イ」は内容が矛盾しており、「ウ」ないし「カ」は事実誤認に基づくものである。

2 審理手続における処分庁の主張

処分庁は、大要以下のように主張して、本件審査請求を棄却する裁決を求めている。

(1) 本件契約書には、施行規則6条1項の表の三の項ホに定める内容の記載がないため、本件法違反行為があったといえる。

(2) 本件処分前の立入検査時等に入手した口座設定申込書の投資の経験欄では、ほとんどの者が「無」と記載しており、審査シートの記載からは消費者が投資に関する基本的知識すら有していないことが推察される。また、審査請求人代表取締役P（以下「審査請求人代表者」という。）や審査請求人営業員Q（以下「審査請求人営業員」という。）の供述から、契約前の審査が形骸化しており、顧客の知識や経験等を踏まえた適切な審査が行われていないことが認められる。さらに、指示事項報告書によれば、投資の知識、経験が乏しく認知機能が低下した高齢者に対し、財産状況に照らしても不適切な勧誘を行っていたことについての発生原因を検証した結果を、審査請求人自ら分析して報告しており、不適切な勧誘であったことは明らかである。

よって、審査請求人の主張は、本件契約の締結の際の勧誘につき、本件施行規則該当行為があったとの判断を覆すものではない。

また、本件しんしゃく事例についての審査請求人の主張は、顧客Aの長男の供述、顧客Bの長女の供述、口座設定申込書、審査シート及び本件役務提供契約を締結した全消費者一覧による事実認定を否定するものではなく、処分庁による処分を覆すものではない。

3 審査庁の判断

(1) 本件法違反行為の有無

審査請求人は、取引保証金細則の3に記載されている取引臨時増保証金や取引保証金細則の6に記載されている不足証拠金の制度を設けている。

そして、審査請求人と申込者等である委託者との間で役務提供契約が締

結され、委託者が保証金を審査請求人に支払って役務が提供された場合であっても、差損益金及び委託手数料の計算の結果あるいは過大な取引又は相場の急変等により、クーリング・オフ期間内に、委託者が支払うべき不足証拠金や取引臨時増保証金が生じる可能性も存する。

すなわち、本件における審査請求人の「役務」とは、消費者の自宅等を訪問し、海外の取引所で行われるCO₂排出権に関する「売買取引委託契約」と称する差金決済取引の注文を受け、これを海外の事業者に取り次ぐことなどを内容としており、役務と密接に関連する金銭の支払も「役務の対価」に含まれると解されるところ、不足証拠金や取引臨時増保証金は決済の結果生じたり、過大な取引による危険を防止したりするために支払が求められるものであって、役務の対価と評価することができ、本件では、当該役務が提供されて委託者において不足証拠金や取引臨時増保証金の支払が審査請求人から求められることになったとしても、役務提供後、不足証拠金や取引臨時増保証金の支払までには一定の時間的間隔が存しており、この間に委託者からクーリング・オフが行われて、委託者から審査請求人に対してこれらの金員が支払われないということもあり得る。

このような状況が想定される以上、審査請求人において、「既に提供された役務に対する未払の対価を請求しない。」旨の記載をすべきであって、かかる記載をしていなかったことは法5条1項の規定に反する。

審査請求人が摘示している本件契約書13条4項及び本件契約解除書面の4は、既払の役務の対価や保証金に関する規定であって、未払の役務の対価に関して規定しているものではなく、前記の不足証拠金や取引臨時増保証金の存在を無視した審査請求人の主張はいずれも理由がない。

(2) 本件施行規則該当行為の有無

ア 本件契約自体のリスクについて

本件契約は、審査請求人を通じてCO₂排出権の売買取引を行い、その後、任意の時点で反対取引を行って、これにより生じた差損益金について金員の授受を行うというものである。

また、CO₂排出権の価格は、排出権取引ガイドによれば、平成26年は概ね1トン当たり5ユーロから8ユーロの間で変動し、平成25年は概ね1トン当たり3ユーロから8ユーロの間で変動し、平成24年は概ね1トン当たり3ユーロから9ユーロの間で変動し、平成23年は概ね1トン当たり7ユーロから15ユーロの間で変動し、平成22年は概ね1トン当

たり12ユーロから16ユーロの間で変動していることからすれば、資産価格の変動の激しさが大きいといえる。また、本件契約は、CO2排出権の売買はユーロ建てで行われることから、CO2排出権の価格変動のみならず為替変動も予測する必要がある。さらに、リスク開示告知書に記載されているように、少額の保証金に対して、高度のレバレッジをかけて取引が行われることを踏まえると、本件契約に係る取引（以下「本件取引」という。）は非常に複雑で、かつハイリスク・ハイリターン取引であることは明らかである。

審査請求人代表者及び審査請求人営業員も、「CO2排出権取引は、海外先物取引に近い取引形態である。非常に複雑な取引である。」、「CO2排出権取引の実態は、商品先物取引と同じである。商品先物取引の経験や知識のある場合には、CO2排出権も合理的に判断して執行できる可能性もあると思う。」旨供述し、本件取引が少なくとも商品先物取引と同程度のリスクがあり、その知識や経験が少ない限り、合理的な判断をすることが困難であることを認めている。

イ 各顧客の知識や経験、取引に対する理解の程度、財産の状況等について

本件しんしゃく事例の説明は以下のとおりである。（うち2事例の説明の概略を記す。）

顧客A（以下「A」という。）については、リスクが存在する商品先物取引やFX取引を行った経験がないことは明らかで、Aを勧誘した審査請求人の営業員もかかる事実を認識していたことが認められる。このほか取引の仕組みなどについてもよく理解しておらず、そのことも審査請求人の営業員が認識していたことが認められる。それにもかかわらず、Aは本件契約を締結しているのであって、審査請求人の営業員がAの知識や経験が乏しいことにつけ込み、不適当な勧誘を行っていたことは明らかである。

顧客F（以下「F」という。）については、投資の経験は投資の専門家が行った信託投資にとどまっており、本件取引同様、複雑で難解なリスクを含み、高度な投資判断能力が要求される商品先物取引やFX取引を行った経験や知識のないことは明らかで、審査請求人の営業員もかかる事実を認識していたことが認められる。それにもかかわらず、Fは本件契約を締結しているのであって、審査請求人の営業員がこの種の投資についてFの知識や経験のないことにつけ込み、不適当な勧誘を行っていたことは明らか

かである。さらに、Fは高齢で定職に就いておらず、預貯金も最高で500万円程度しかなく、生活に余裕のない状況であると認められ、審査請求人もかかる財産状況を把握していたにもかかわらず、Fに180万円という老後の生活資金を喪失させかねない不相応な支出をさせて契約を締結したのであって、契約締結に至る段階でFの財産状況に照らして不適切な勧誘が行われていたことが認められる。

以上のような顧客の実態からすれば、審査請求人は、非常にハイリスク・ハイリターンな本件取引について知識や経験を有しておらず、またリスクを負うに十分な資力を有していない各顧客に対して契約を締結するように勧誘していたのであって、本件施行規則該当行為があったことは明らかである。

ウ 本件契約前の審査状況について

審査請求人は、①欧州機構取引所EU（欧州連合）域内排出権取引における勧誘承諾書の徴収、②口座設定申込書の徴収、③お客さま理解度アンケートの徴収、④電話等による審査確認、⑤契約の解除及び契約の申込み撤回に関する事項の書類徴収、⑥申出書の内容確認、⑦売買委託契約書の徴収といった手順を経て、知識、財産、リスクの認知等が適当と認められる顧客が委託者となり、取引に参加していたのであって、本件契約の締結の際の勧誘につき、本件施行規則該当行為はなかった旨主張する。

しかし、審査請求人が勧誘していたしんしゃく事例の全員が本件取引のように非常に複雑で難解なリスクを含み、高度な投資判断能力が要求される取引に関する経験や知識を有していないことは明らかである。

また、審査シートは、極めて簡易な内容が記載されているにとどまり、およそ実質的な審査が行われていたとは認めがたい。審査請求人代表者も「これまで審査の結果、取引を断ったことはない。」旨供述している上、本来ならば審査の結果不合格ないし再審査をすることが適切であった顧客に関しても契約を締結したケースまであることを自認しているのであって、審査請求人が主張する前記の手順が形骸化していたことは明らかである。

エ 本件しんしゃく事例の「ア」についての審査請求人が根拠のない推論であると主張する部分は、本件処分と直接関係を有するものでなく、処分庁の違反認定を左右するものではない。本件しんしゃく事例の「イ」については、審査請求人は顧客Bの話の内容が矛盾していると主張するが、顧客Bは物忘れが激しいことから、このような話をすることは何ら

不合理でない。また、その他の事実誤認であるとの主張については、処分庁は、各顧客に関する口座設定申込書や審査シートといった客観証拠に加え、顧客及び審査請求人代表者ら関係者の供述等の証拠について、十分な調査をした上で事実認定をしたことが認められ、この点に関する審査請求人の主張も失当である。

オ 以上のとおり、処分庁が、本件処分の理由として、本件施行規則該当行為を認定したことにつき、違法及び不当な点は存しない。

(3) 結論

以上のとおり、本審査請求には理由がないから棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、平成29年2月10日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同月21日及び同年3月13日の計2回の調査審議を行ったほか、審査庁に対し、主張書面又は資料の提出を求め、同年2月28日、審査庁から主張書面の提出を受けた。なお、審査請求人に対し、同年3月7日を期限として主張書面又は資料の提出を求めたが、期限までに主張書面又は資料の提出はなかった。

1 審理員の審理手続について

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成28年9月13日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、消費者制度課長であるR、総務課課長補佐であるS、表示対策課課長補佐であるT計3名を指名し、同日付けで、審査請求人及び処分庁に対し、その旨をそれぞれ通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成28年9月16日、処分庁に対し、審査請求書の写しを送付するとともに、同年10月7日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成28年10月7日付けで、審理員に対し、弁明書及び資料を提出した。審理員は、同月12日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年11月2日までに提出するよう求めた。

ウ 上記イの提出期限までに審査請求人から反論書の提出がなかったため、審理員は、平成28年11月18日付けで、審査請求人に対し、反論書の提出期限を同月30日に再設定した旨、再設定した提出期限までに反

論書が提出されない場合は、審理手続を終結する旨を通知した。

エ 審理員は、審理を終結する旨決定し、平成28年12月9日付で、審査請求人及び処分庁に対し、その旨並びに審理員意見書及び事件記録を平成29年1月13日までに審査庁に提出する予定である旨を通知した。

(3) 審理員意見書及び事件記録の送付

審理員は、平成29年1月13日付で、審査庁に対し審理員意見書及び事件記録を送付した。

以上の審理員の審理手続については、違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件法違反行為の有無

(1) 施行規則6条1項の表の三の項へとして受領している金銭の全額を返還することのほか、同表の三の項ホが規定されている趣旨は、契約の性格上、解除の効果が遡及しないものについては、既に提供された役務の対価が債務として存続すると解され、対価の請求により顧客が被害を受ける恐れがあることから、請求できない旨を明示することにより消費者の保護を図る目的で規定されているものと考えられる。

(2) 本件契約書及び本件契約解除書面には、保証金等返還条項が記載されているが、その内容は施行規則6条1項の表の三の項へに該当する記載であるにとどまり、同表の三の項ホに定める内容の記載を含むものではない。

審査請求人は、本件契約書及び本件契約解除書面には、保証金等返還条項が記載され、施行規則6条1項の表の三の項へに該当する記載をもって同表の三の項ホに定める内容と同じ記載をし、また、役務が提供された時には、保証金を預かっており、クーリング・オフが適用されれば全額返還しており、およそ対価の支払を請求すること等ありえないと主張している。

一方、「第1 事案の概要」の「3 前提となる事実等」(3)イのとおり、本件契約に添付されている取引保証金細則によれば、審査請求人が委託者に、取引臨時増保証金及び不足証拠金の預託を求める可能性があり、また、役務提供後、取引臨時増保証金及び不足証拠金の支払までには一定の時間的期間が存在しており、この間に委託者からクーリング・オフが行使されて、委託者から審査請求人に対してこれらの金員が支払われないということがあり得る。審理員意見書でも、このような場合に審査請求人がこれらの未払金を請求することは十分に想定し得るとの指摘がある。この

点に関する審査請求人からの反論もない。

- (3) 以上のことからすると、施行規則6条1項の表の三の項ホに規定する内容が、本件契約書において記載されていないことは明らかであることから、本件法違反行為はあったというべきであり、この点の諮問に係る判断は妥当である。

3 本件施行規則該当行為の有無

- (1) 本件契約については、「第1 事案の概要」の「3 前提となる事実等」

(2) 及び(3)によれば、売買が行われるCO₂排出権の価格は、平成22年から平成26年までの期間を見ても大きく変動するなど価格変動のリスクを抱えており、売買がユーロ建てで行われることから、為替の変動によるリスクもあると認められる。また、本件契約の委託者が委託した売買取引がその後の相場変動により損計算となり、さらには、相場が急激に変動した場合には預託している取引保証金を上回る損失が発生する可能性があるなど、リスクの大きい商品であるといえる。

- (2) 本件契約前の審査について、審査請求人は、所定の手順を経て、知識、財産リスクの認知等が適当と認められる顧客が委託者となっていると主張するが、審査請求人代表者の供述調書によれば、審査請求人代表者は、本件契約について、ハイリスク・ハイリターンの取引であることを自認しているほか、本件しんしゃく事例に係る事件記録からは、投資に関する顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適當と認められる勧誘を行っていることが認められる。

また、指示事項報告書によれば、審査請求人代表者は、投資の知識、経験が乏しく認知機能が低下した高齢者に対し、財産の状況に照らしても不適當な勧誘を行うに至った原因を自ら分析している。これによると、審査請求人代表者は、本件契約を締結した消費者の中で、80歳以上の者が全体の90%近い構成であること、無職の年金生活者の委託者が大半であること、投機経験者の割合が少数であることなどを分析し、更には、「事業開始直後は、無職・年金生活者の高齢者等の勧誘は、投機経験者以外はしない様にと申し合わせしていたのですが、経営の早期安定化を図ることが一番の目的となり、収益重視を急ぎ、所謂コンプライアンス概念が薄れた結果です。」と認めている。

したがって、審査請求人は、本件契約の締結のための勧誘に際し、投資に関する顧客の知識や経験の不足につけ込み、顧客の大半が年金生活者で

ある等の財産の状況に照らして不相応な支出を強いる契約の勧誘を行っていたと認められ、本件施行規則該当行為はあったというべきである。

(3) 審査庁の説明のとおり、各消費者に対する口座設定申込書や審査シートといった客観証拠に加え、消費者及び審査請求人代表者ら関係者の供述等の証拠について、十分な調査をした上で本件処分の事実認定が行われたことが認められることから、本件しんしゃく事例についての審査請求人の主張は、本件処分の結論に影響を及ぼすものとは認められない。

(4) したがって、本件施行規則該当行為を認定した諮問に係る判断は妥当である。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	大	橋	洋	一
委	員	山	田		博